

(別表 第1)

キャリアパス計画

令和7年度 社会福祉法人八陽会 研修予定表

研修名	目指すべき姿勢・研修目的	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体会員研修	制度上で実施が求められている法定研修のうち、全事業所共通の内容について実施。福社に携わる職員として必要な知識や技術の確認を目的とする。	制度上で実施が求められている法定研修のうち、全事業所共通の内容について実施。福社に携わる職員として必要な知識や技術の確認を目的とする。	倫理及び法令遵守の取り組み	プライバシー保護認知症・認知症ケアや防及び蔓延防止	感染症・食中毒の発生防止	虐待防止	BCP	ハラスマントについて	BCPについて	BCPについて	BCPについて	BCPについて	BCPについて
課題別専門研修 (持養)	法定研修のうち全体研修で実施しない内容については各事業所で実施する。	事故発生又は再発防止	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
課題別専門研修 (デイ)	各事業所や部署、職種において、求められる知識、技術が異なる為、それぞれのテーマを取り込み、実践に活かせるよう学びを深めていくことを目的とする。	事故発生又は再発防止	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
課題別専門研修 (ヘルパー)	法定研修のうち全体研修で実施しない内容については各事業所で実施する。	事故発生又は再発防止	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
課題別専門研修 (介護)	法定研修のうち全体研修で実施しない内容については各事業所で実施する。	事故発生又は再発防止	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
■管理者・主任職員研修 在職10年以上職員	管理者として法人の理念を踏まえた、管理運営を統括していくために、業務遂行上必要な知識、技術を習得することを目的とする。	BCP	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
■リーダー・指導職員研修 在職6年以上職員	要な価値観やスキル、求められる態度等を身に付けていくために、現場でのOJTを適切に行える職員を育成する。また自らも後輩の導師となる態度・行動を示し、具体的な指導ができるようになる。	OJT担当者研修	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
■中堅研修Ⅱ 在職4年以上職員	通常業務の適切な遂行だけでなく実務的な業務にも柔軟に対応していけるように、業務遂行上必要な知識、技術を習得することを目的とする。	OJT担当者研修	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
■新任・中途採用職員 研修	新任職員研修Ⅰ 在職2年以上職員	OJT担当者研修	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
■新人職員フォローアップ 研修	新人職員フォローアップ研修	OJT担当者研修	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
※毎月第3金曜 14時～ (ケアマネージャー・介護福祉士)	毎月第3金曜 14時～ (ケアマネージャー・介護福祉士)	OJT担当者研修	緊急時の対応	身体拘束解除の取り組み	非常災害時の対応	医療に関する教育	口啞ヶア	ターミナルケア	感染症・食中毒の取り組み	身体拘束解除の取り組み	事故発生又は再発防止	BCPについて	BCPについて
(記載されている研修は、個別研修となり学び、キャリアアップ研修とする)	各種研修会	○ユニットリーダー実習	○認知症実践リーダー研修	○認知症実践者研修	○呼吸吸引制御装置	○呼吸吸引制御装置	○呼吸吸引制御装置	○呼吸吸引制御装置	○呼吸吸引制御装置	○呼吸吸引制御装置	○呼吸吸引制御装置	○呼吸吸引制御装置	○呼吸吸引制御装置
		検討中	検討中	三回	平成30年1月 小平、高橋、田中 介護福祉士以外、医療的ケア実践研修会 会場	日野清佐 豊川博志 新田							

※全体研修・研修担当で動画を選定。特養以外の事業所は、年度内にそれぞれのタイミングで実施可。

特養は2回の実施が義務づけられている研修が多い為、10月迄に全ての受講を終える事。

※課題別専門研修・事業所毎に動画を選定。特養以外の事業所は、年度内にそれぞれのタイミングで実施可。

特養は、年2回目の研修は下半期に実施する事。会議等で集合研修に代えても良い為、計画的に実施をお願いします。

※動画研修を基本とするが、新人職員フォローアップ研修についてはできるだけ集合研修で実施予定。

※研修動画を受講した際は、各部署の業務日誌に研修受講者と時間の記入。

※実務者研修者は、研修後の自己学習は3ヶ月以内に終了させ速やかに登録する。

※今年度も個別研修計画表を作成・配布予定。